

春日井市消費生活センターだより

令和4年度 第2号



令和4年8月

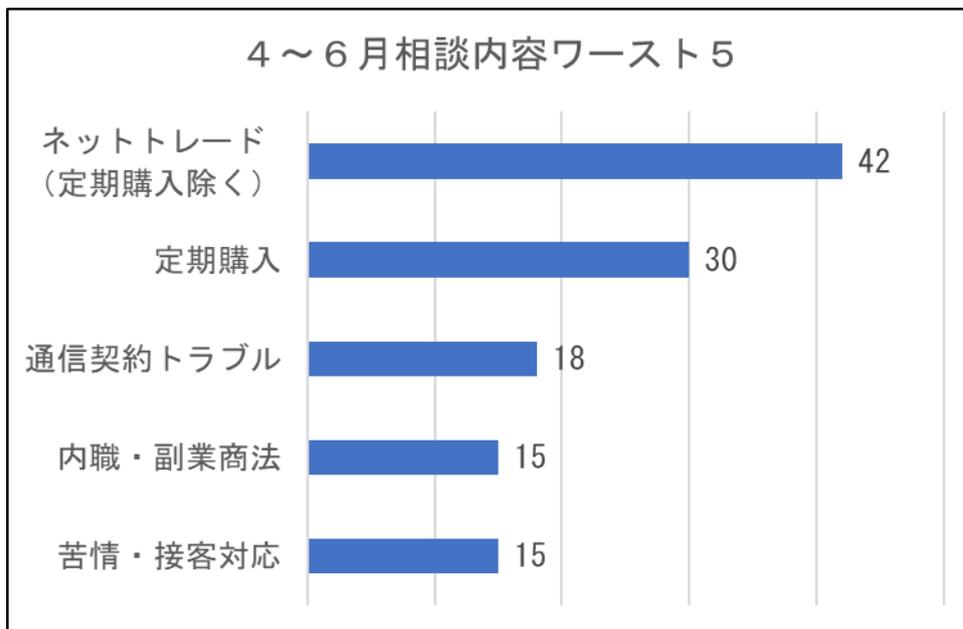
春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当発行

1. 4～6月の春日井市での相談概要

令和4年度の4～6月に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は275件となり、令和3年度の260件と比較すると15件の増加になりました。特に5月は、ゴールデンウィークもあり開所日が少なかったにもかかわらず、100件近い相談が寄せられました。

4～6月の相談件数比較				
	4月	5月	6月	合計
令和4年度①	89	97	89	275
令和3年度②	82	80	98	260
①-②	7	17	-9	15

4～6月に多く寄せられた相談は次の表の通りとなります



※今年度から集計の分類項目を変更しています

一番多い相談は、ネットトレードに関する相談でした。ネットショッピングをした際に、買ったサイトが偽サイト、届いた商品が思っていた物と違う等のトラブルが多く寄せられました。

続いて、定期購入、通信契約トラブル、内職・副業商法が上位となっており、これらの相談は近年増加している相談ですが、今年度も同様の傾向が続いているようです。

苦情・接客対応のトラブルは、返品・解約などの希望する対応を店側がしてくれないといった内容が多くありました。

2. 相談ピックアップ

◆内職・副業に要注意！



4月からの3か月で内職・副業トラブルが15件発生しました。いざ内職・副業を始めてみると、当初の内容とは違う話をされ、逆にお金を払わされたりするトラブルが発生しています。

相談者：20代女性	
相談内容	スマホで副業を探した。「ある作業をすればお金を貰える」と書かれたサイトに登録。有料会員になることが必要だったのでお金を支払った。次にシステム停止による手数料を要求され、支払った。さらに情報登録ミスにより再度お金を請求された。こちらにはお金は一切入ってこず、また個人情報載せてしまったので、再度請求されないか不安になった。
相談結果	サイトからあらぬ理由を付けられ、お金を請求されたものと見える。お金は支払わなくてよいことを伝え、簡単にお金を貰えたり、儲かったりする話は無いことを伝えた。
相談者：40代女性	
相談内容	収入を得たいと思い、ネット検索した。副業業者の無料アプリを追加して個人情報を登録した。後日電話で必ず儲かるというFX自動売買システムを勧められ、一度は断ったものの、稼げるといわれて契約した。ソフトを試したものの、全く儲からず、むしろマイナスになった。解約したいと申し出ると解約料が発生すると言われた。

相談結果	<p>「必ず儲かる」という言葉は消費者契約法第4条1項1号の不実告知、同2号の断定的判断の提供に当たり、契約取消しを主張することができるかと伝えた。経緯書を作成して解約や返金を交渉することもできることを伝えたが、相談者は作成が面倒とのことで、解約料を払って終了することとなった。</p>
------	---

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減り、生活費が必要になることや、テレワークの普及により、時間の余裕が出来たことで、副業を始める人が増えています。最近ではSNSやネット検索でも副業の広告が頻繁に表示されます。

「スマホ片手に大儲け!」「今だけ!先着〇名のみ!」「1日10分の簡単な作業!」「送るだけで〇万円!」と具体的な内容が書かれておらず、容易に収入を得られることが強調された広告が出回っています。しかし実際登録して始めてみると、今回のケースのように、様々な費用を請求されることや、全く収入が得られないことがあることに御注意ください。

このような悪質業者に騙されないためにも、副業を決める際は、業者の評判をネット等で確認・吟味すること、収入が得られる仕組みが掲載されているか確認すること、この世に「必ず儲かる」はまず存在しないことを念頭に入れること、お金を請求されたら怪しいと感じ、思いとどまることを心がけましょう。

3. 相談員が選ぶ 今、注意すべき相談



◆一人で悩まず相談を

相談者：70代女性	
相談内容	<p>SMSにお金を振り込まなければ、強制執行するというメッセージが届き、5,000円支払った。また、別の業者にも1年以上前から週に1,2回、5,000円程ずっと支払っており、総額は百万円を超えていると思う。詐欺であったのか。</p>
相談結果	<p>同様の詐欺事例について情報提供した。どの業者に、いくら支払ったか相談者の記憶が定かでなく、センターで確認したいくつかのサイトも既に消去されていた。今後は、詐欺の可能性が高い請求には振り込まないこと、お金を振り込んでしまったら取戻すのは、ほぼ不可能であることから、迷ったら振り込む前にセンターへ相談するように伝えた。</p>

このケースは、相談者の生活状況に違和感をもった介護関係者からの紹介で、相談に結び付いたケースです。相談者は、誰に相談すればいいのか分からず、お金を払い続け、払えないと相手から脅迫的な電話を受けたことにより、経済的にも精神的にも、非常に苦しい思いをしていました。

このケースでは、払ってしまったお金を取り戻すことは出来ませんでしたが、介護関係者という見守ってくれる人がいたおかげで、これ以上の被害を防ぐことが出来ました。生活を圧迫していた請求が今後は払わなくても良いことが分かり、相談者も胸をなでおろしていました。

世の中には、消費者トラブルや特殊詐欺に巻き込まれても、どこに相談していか分からず困っている方が沢山いると思われます。周りにいらっしゃったら消費生活センターに相談することをアドバイスしてあげてください。

春日井市消費生活センター

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 (3階)

受付 月曜日～金曜日(祝日除く)

午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 3 時

電話 85-6616

消費生活センターだよりは、年 4 回ほど不定期での発行予定です。

取り上げて欲しいテーマ等があれば、上記連絡先にご連絡下さい。